（別添）

工事請負契約における契約の保証に関する説明事項

工事請負契約は、請負代金額の10分の１（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の３）以上を保証する次の(1)～(5)に掲げるいずれかの保証が付された後、工事請負契約書案に定める日に締結するものとする。ただし、当該定める日までに(3)～(5)に掲げる保証を得ることができない場合は、あらかじめ契約担当者にその旨を申し出、落札日から５日を超える期間を要する場合にあっては、契約締結期限の延長願(別紙様式)を提出し、契約担当者の承認を受けなければならない。

(1) 契約保証金の納付

1) 落札者は、契約担当者に、契約保証金を納付する旨を申し出、請負代金額の10分の１（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の３）以上の金額を記載した納入通知書の交付を受け、指定金融機関等に当該金額を払い込んで、領収書の交付を受け、当該領収書を契約担当者に提示すること。

2) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

3) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、契約保証金は、地方自治法第234条の２第２項の規定により秋田県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

4) 契約者は、工事完成後、契約担当者から口座振替により契約保証金の返還を受けるものであること。

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

1) 契約保証金に代わる担保としての有価証券は、利付き国債、秋田県債、郵便貯金銀行が発行する振替払出証書及び郵便貯金銀行が発行する為替証書とする。

2) 落札者は、契約担当者に保管有価証券納付書を提出し、出納機関に対して契約保証金の金額に相当する金額の保管有価証券を納付し、保管有価証券保管証書の交付を受けること。なお、提供された有価証券等は、一通につき一工事のみ担保するものとする。

3) 保管有価証券納付書の宛名の欄は、「(契約担当者　職氏名を記載すること)」及び「(出納機関職氏名を記載すること)」と記載すること。

4) 落札者は、契約担当者に保管有価証券保管証書を提示すること。

5) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

6) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、保管有価証券は、地方自治法第234条の２第２項の規定により

秋田県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

7) 契約者は、工事完成後、請負代金の支払請求書の提出とともに保管有価証券払出請求書を契約担当者に提出すること。

(3) 銀行等又は保証事業会社の保証

1) 契約保証金の支払いを保証できる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に規定する金融機関及び公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社とする。

2) 保証書の宛名の欄は、「(契約担当者職氏名を記載すること)」と記載するよう申し込むこと。

3) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行に基づく損害金の支払いであること。

4) 保証金額が契約保証金の金額以上とすること。

5) 保証期間が工期(余裕期間制度を設定した請負契約にあっては全体工期､以下同じ｡)を含むものとすること。

6) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

7) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、銀行等又は保証事業会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の２第２項の規定により秋田県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

8) 契約者は、銀行等の保証を付した場合にあっては、工事完成後、契約担当者から保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

1) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

2) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「(契約担当者職氏名を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。

3) 保証金額は、請負代金額の10分の１（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の３）の金額以上とする。

4) 保証期間は、工期を含むものとすること。

5) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

6) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第234条の２第

２項の規定により秋田県に帰属する。なお、役務的保証を付した場合で保険会社から保証金が支払われた場合を除き、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証

1) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

2) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

3) 保険証券の宛名の欄には、「(契約担当者職氏名を記載するものとする。)」と記載するように申し込むこと。

4) 保険金額は、請負代金額の10分の１（役務的保証を付した場合又は低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、10分の３）の金額以上とする。

5) 保険期間は、工期を含むものとする。

6) 保証の対象に「契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となった場合」を含むこと。

7) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

8) 契約者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき又は契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは契約者の責に帰すべき事由によって契約者の債務について履行不能となったときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第234条の２第２項の規定により秋田県に帰属する。なお、役務的保証を付した場合で保険会社から保証金が支払われた場合を除き、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

様式１

年　　月　　日

契約担当者

申請者
住　　所
商号又は名称
氏　　名

契約締結期限延長申請書

次の理由により、契約の締結期限の延長を申請します。

工　事　名	
工　事　場　所	
落札の通知を受けた日	年　　月　　日
延　長　す　る　期　限	年　　月　　日
落札の通知を受けた日から５日以内に契約を締結できない理由	

年　　月　　日

上記申請に基づく契約の締結期限の延長を承認します。

契約担当者

様式２

年　　月　　日

契約担当者

申出人
住　　所
商号又は名称
氏　　名

契約保証金還付口座振替申出書

契約保証金の還付は、次により口座振替払によることを申し出します。

工　事　名	
工　事　場　所	
口座振替払の振込銀行、口座番号	銀行　　支店　　当座・普通

様式８

年　　月　　日

契約担当者

住　　所
商号又は名称
氏　　名

保証書に係る領収書

貴職より保証書（変更契約書がある場合は変更契約書を含む。）を領収したので、銀行等へ返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

様式９

年　　月　　日

契約担当者

住　　所
商号又は名称
氏　　名

契約保証金払出請求書

下記工事に係る請負代金額の減額変更に伴い、当該減額された額に相当する契約保証金額の払い出しを請求します。

契約年月日	年　　月　　日			
工事名				
工事場所				
工期	年　月　日から　年　月　日まで			
契約金額	変更前	円	変更後	円
契約保証金	変更前	円	変更後	円
払出請求額	円			
口座振替払の振込銀行、口座番号	銀行　　支店　　当座・普通			